

朝霞市企業管理規程第 1 号

朝霞市企業職員就業規程の一部を改正する規程

朝霞市企業職員就業規程（令和元年朝霞市企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「管理者の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、」を削る。

第 20 条第 2 項第 15 号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に改め、「定めるその子の世話」の次に「、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 8 年朝霞市規則第 31 号）で定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加」を加える。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。